



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2019.12 No.401



夫婦の大楠(淡路市)

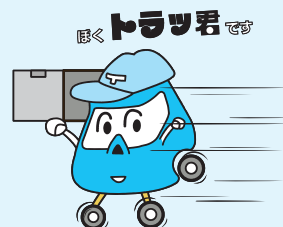
主な記事

- 「環境と物流を考えるフォーラム」を開催しました
- 西宮市総合防災訓練が実施されました。

主な同封物

- 安全運転・健康運転のためのトラックドライバー睡眠マニュアル
- 運行管理者試験事前講習会のご案内

CONTENTS



行政からのお知らせ

(国土交通省)国土交通大臣・経済産業大臣から「令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について」の文書が発出されました 1

事務局からのお知らせ

令和元年度国土交通大臣表彰 5
令和元年度安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰 6
第51回全国トラックドライバーコンテスト
兵庫県代表選手が健闘しました!! 7
西宮市総合防災訓練が実施されました。 8
「原価計算活用セミナー」を開催しました 9
「環境と物流を考えるフォーラム」を開催しました 10

支部活動だより

支部青年部会がセミナーを開催しました(東部支部) 11
環境キャンペーン運動を実施しました(東神戸支部) 11

理事会だより

12

陸災防のページ

「トラックの荷台等での荷崩れ等による災害防止研修会」のご案内 14
はい作業主任者技能講習会のお知らせ 15

会員だより

19

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導項目(今月のテーマ「運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか」) 20

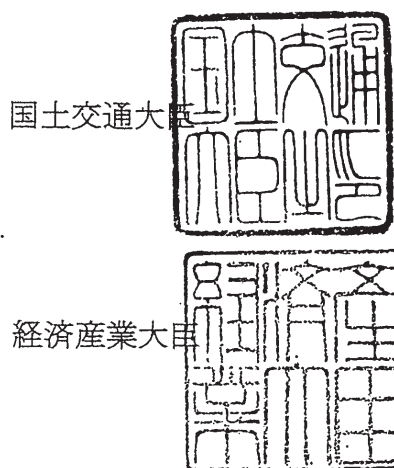
協会日誌

22

国土交通大臣・経済産業大臣から「令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について」の文書が発出されました

国総交第48号
国土建整第99号
20191011中第8号
令和元年10月18日

関係事業者団体代表者 殿



令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨（令和元年八月から九月の前線等に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。））によって、佐賀県及び千葉県地域等において交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、当該暴風雨及び豪雨の発生に伴う取引上の影響は、被災地域の親事業者、下請事業者と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模地震発生時においても、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなったといった相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないように、十分に留意すること（別添の参考参照）
2. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

（参考）

災害発生時における、受領拒否や返品など取引上の問題に対する、独占禁止法^{*1}及び下請法^{注2}における考え方について、公正取引委員会が東日本大震災時に取りまとめておりますので以下をご参照ください。

問1

震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

今次の震災により、東北・関東地区における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じています。今後、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問2

今次の震災による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客1人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災地に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問3

大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力をを行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問4

親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者を受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答

下請事業者責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問5

仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定することは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問6

親事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、下請法上問題ないですか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、親事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法上問題となります。

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することになりますが、例えば、震災の被害を受けた原子力発電所の所在する県と同一の県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むこと又は一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法違反となるおそれがありますので御注意ください。

問7

自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらうことや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問8

震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

答

親事業者が、下請事業者には責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者には責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問9

親事業者は部品Aと部品Bによって商品Cを製造しており、部品Bについては下請事業者に製造を発注している場合、被災により部品Aが手に入らなくなったことを理由に、下請事業者が発注していた部品Bの受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請事業者に責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問10

親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品をその下請事業者に保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請事業者に負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答

下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問11

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常発注をした場合の単価と同一の単価に一方向的に据え置くことは、買いたたきとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

【引用・東日本大震災に関連するQ&A (公正取引委員会ホームページ)】

<http://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

注1 独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

注2 下請法：下請代金支払遅延等防止法

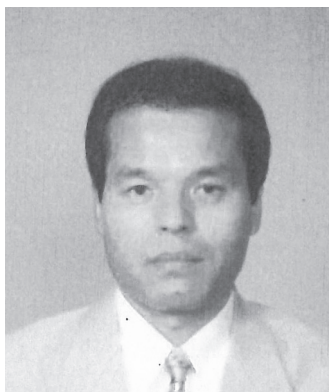
事務局からのお知らせ

ご受賞おめでとうございます。

《令和元年度国土交通大臣表彰》

令和元年度自動車関係功労者国土交通大臣表彰に、当協会から経営者として三田繁盛氏（三田貨物運送株式会社）が、運転者として奈良裕二氏（堀部運送株式会社）が受賞となり、10月31日に東京・霞ヶ関の国土交通省において表彰を受けられました。

（経営者）



三田繁盛 氏

（運転者）



奈良裕二 氏

《令和元年度安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰》

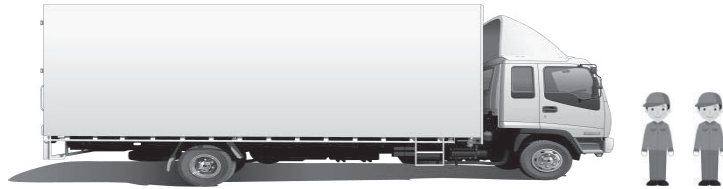
貨物自動車の輸送の安全について長期間に渡って荷主や社会に対し多大な貢献をし、安全対策等について顕著な功績が認められた事業所が表彰されました。認定条件は安全性優良事業所(Gマーク)認定を10年間以上継続し、デジタコもしくはドライブレコーダーを配置車両の90%以上に装着している等条件を達成した事業所で当協会から下のとおり11事業所が、11月25日に神戸運輸監理部兵庫陸運部において表彰を受けられました。

令和元年度 安全性優良事業所 (Gマーク) 兵庫陸運部長表彰	尾花運送株式会社 本社営業所
	全日本ライン株式会社 神戸営業所
	日正運輸株式会社 神戸営業所
	加西合同貨物自動車株式会社 本社営業所
	塩谷運輸建設株式会社 本社営業所
	佃運輸株式会社 加古川営業所
	山陽自動車運送株式会社 姫路営業所
	大阪いづみ運輸株式会社 姫路営業所
	関栄運輸株式会社 本社営業所
	ダイセル物流株式会社 姫路物流センター
	株式会社三陸 本社



「第 51 回全国トラックドライバーコンテスト」

兵庫県代表選手が健闘しました!!



第 51 回全国トラックドライバーコンテストが、今年も茨城県ひたちなか市の安全運転中央研修所等において、10月26日～28日の3日間に渡り開催されました。

今年には都道府県トラック協会の地区大会を勝ち抜いてきた151名の精鋭ドライバーが参加し、学科競技(法規、構造機能、運転常識)、実科競技(運転技能、点検)が行われ、プロトラックドライバーの日本一を競いました。

兵庫県代表選手も、日頃の業務で磨いた運転技能・知識を発揮し、全国の大舞台で活躍されました。



●4t 部門
平田 和幸 選手(日本通運株)



●11t 部門
清川 智之 選手(西濃運輸株)



●トレーラ部門
竹野 登久大 選手(株新宮運送)



●女性(トラガール)部門
福島 奈津子 選手(栄進急送株)

西宮市総合防災訓練が実施されました

西宮市と防災関係機関との連携及び確認のため大規模な実働訓練が行われました。

日 時：令和元年11月5日（火） 13時30分～16時00分

揚 所：阪神南広域防災拠点

西宮市甲子園浜3丁目

訓練想定災害：南海トラフ地震（M9.0）発生 震度6弱

地震と津波により、各所で家屋倒壊や火災が発生、負傷者・避難者が続出し
被害が拡大、土砂災害や通行障害、ライフライン等に相当の被害が発生。

兵庫県トラック協会からは、西宮支部のトラック1台が広域物資輸送訓練に参加。

海上自衛隊から届いた物資を中継地で積み込み搬送する訓練等を実施しました。



「原価計算活用セミナー」を開催しました

11月12日(火)、兵庫県トラック総合会館において、近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏を講師に招き、(公社)全日本トラック協会と共催で「原価計算活用セミナー」を開催し、会員事業者47名が出席しました。

セミナーの内容としては、トラック運送事業が持続的かつ収益力のある産業として発展していくためには、原価を適切に把握することにより、適正運賃・料金を収受し、労働環境の改善を図ることが求められており、荷主等との取引条件見直しなど一昨年に改正された標準運送約款に対応した交渉事例等に焦点をあてた講義が行われました。

【研修内容】

(1)原価計算の基礎（基礎編）

- ・ 原価計算の基本演習
- ・ 原価計算シートの利用方法

(2)原価計算の実践（実践編）

- ・ 運行ルート単位、取引先単位の原価計算
- ・ 改正標準運送約款の対応（原価算出、単価表の設定など）

(3)原価計算結果の活用（活用編）

- ・ 改正標準運送約款を踏まえた契約の見直し事例
- ・ 取引条件見直し交渉の成功事例
- ・ 運賃交渉のポイント

【講 師】 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏



森高弘純氏



「環境と物流を考えるフォーラム」を開催しました

11月26日(火)、兵庫県トラック総合会館において「環境と物流を考えるフォーラム」を開催し、物流関係者、運送事業者、一般市民等 80名が参加されました。

トラック運送事業が社会に果たしている役割やその重要性、また、兵庫県トラック業界及び会員事業者の環境改善への取り組み、「社会との共生」を目指した交通事故防止対策などについて一般市民等へ周知するとともに、気象予報士・防災士からトラックドライバーが気をつける気象情報について、また、物流コンサルタントからは、従業員の意識改革による生産性の向上とトラックメーカー各社の最新技術等についてご講演いただきました。

- 講演 I : 「トラックドライバーが気をつける気象情報について」
(一財)日本気象協会関西支社 気象予報士・防災士 小原 由美子 氏
- 講演 II : 「企業の成長を後押しする意識改革」
(一社)国際物流総合研究所 代表主席研究員 岩崎 仁志 氏
- 調査報告 : 「エコドライブチェックの取り組み報告」
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
政策研究事業本部研究開発第一部部長主任研究員 中尾 健良氏



兵ト協会長 福永 征秀氏



小原 由美子氏



岩崎 仁志氏



近畿運輸局 自動車交通部 末満 章悟氏

支部活動だより

支部青年部会がセミナーを開催しました(東部支部)

11月15日(金)、東部支部青年部は尼崎市のホテルヴィスキオ尼崎において部会員のレベルアップを図るため株式会社ドラEVERの創業者 岡野照彦氏を招いて「今すぐ出来る!ドライバー求人広告作成のポイントと社員を定着させるには」をテーマにセミナーを開催し、当日は支部青年部会員及び支部会員19名が参加しました。



環境キャンペーン運動を実施しました(東神戸支部)

兵庫県トラック協会では、トラック運送業界が積極的に環境対策に取り組み、またトラック運送事業者がアイドリングストップ運動とエコドライブの推進を図り、地球温暖化防止に取り組んでいることを広く一般市民に知って頂くとともに、市民の皆様にも車を運転されるときアイドリングストップとエコドライブに取り組んで頂くことを目的に、毎年、環境キャンペーン運動を11月に展開していますが、東神戸支部では、去る11月15日(金)、JR六甲道駅前においてキャンペーン活動を実施しました。

当日は19名が参加しましたが、うち8名が会員各社の女性社員でした。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の施行から3年が経過し、社会で活躍する女性が増加し企業力の向上につながっていますが、東神戸支部の会員各社では女性が長く働き、活躍できる職場目指して取り組んでいます。運転者でも女性が増えればいいんですが……。



理事会だより

令和元年度第2回常任理事会・総務委員会合同会議を 開催しました

日 時 令和元年10月31日(木)
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他常任理事17名が出席し、下の事項を協議しました。

議 題

- (1) 第2回理事会開催対処について
 - ①理事会開催日程(案)について
 - ②会員の入会(案)について
 - ③定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
 - ④その他

- (2) その他
 - ①令和元年度9月末における収支予算の執行状況について
 - ②令和2年度税制改正・予算に関する要望状況について
 - ③セミナー等の予定について
 - ④改正貨物自動車運送事業法の施行状況について



令和元年度第2回理事会を開催しました

日 時 令和元年11月13日(水)
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他理事30名が出席し、下の事項を協議しました。

議 題

審議事項

第1号議案

会員の入会の承認について

報告事項

- (1) 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
- (2) 令和元年度9月末における収支予算の執行状況について
- (3) 令和2年度税制改正・予算に関する要望について
- (4) その他

その他

- ・セミナー等の予定について
- ・改正貨物自動車運送事業法の施行状況について





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

「トラックの荷台等での荷崩れ等による災害防止研修会」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の中でトラックの荷台等からの墜落・転落が多く発生していますが、これについて多いのがトラックの荷台等での荷崩れによる災害となっています。この現状を受け、陸災防兵庫県支部では、①積み付け・固縛機器の取扱い、②荷締め機の不備による災害事例及びその対策、③荷役作業ガイドラインの周知等を目的とした研修会を開催することとしました。

当該作業に従事する方はもちろん、管理者の皆さまにも積極的なご参加をお待ちしています。

～研修会の主な内容～

- 1 開催日時 令和2年1月31日(金) 13:00～16:00
- 2 開催場所 兵庫県トラック総合会館 3階会議室 (電話078-882-5556)
(住所：神戸市灘区大石東町2丁目4番27号)
- 3 定員 約50名程度 (先着順です。)
- 4 参加費及びテキスト代 無料
- 5 参加申込み

参加申込は、下記参加申込書にご記入し、陸災防兵庫県支部までファックスでお申し込みください (受講票等は送付いたしません)。

6 修了したことを証する書面

本講習会を受講された方には、修了したことを証する書面をお渡しします。



陸災防兵庫県支部FAX 078-882-5565

トラックの荷台等での荷崩れ等による災害防止研修会参加申込書

参加者氏名		
事業場名		(業種：)
住所	〒	
電話番号		
ご担当者氏名	TEL	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外は使用いたしません。

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2020年2月13日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2020年2月14日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 <u>※受講者の為の駐車場はありません。</u>	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税10% 636円)	無料 (陸災防兵庫支部負担)	7,000円 (内消費税10% 636円)
非会員	7,000円 (内消費税10% 636円)	1,500円 (内消費税10% 136円)	8,500円 (内消費税10% 772円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

令和2年1月7日(火)～令和2年2月7日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
 ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

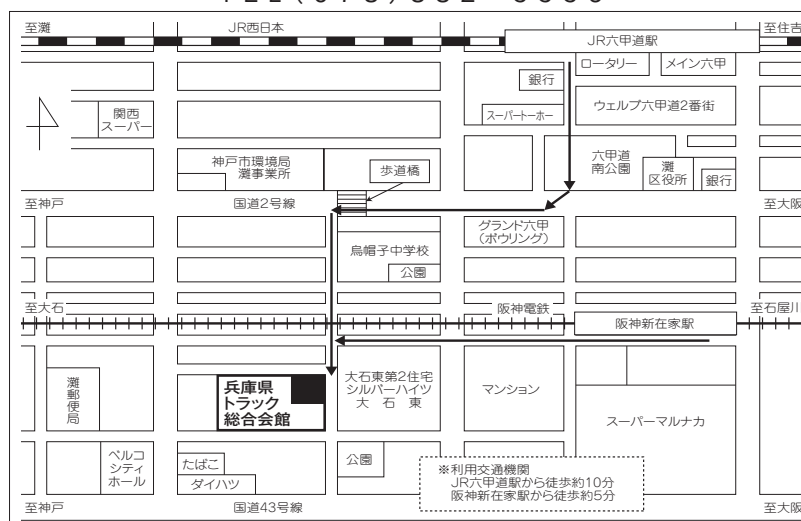
追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ①			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
年 月 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ①			
書替・再交付年月日	※ 年 月 日	本人確認書類 ※	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和元年10月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタンド
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		96.87	98.40	100.75	
出 光		92.70	99.02	104.63	
J エ ナ ジ ー				109.00	
コ ス モ		93.93	97.43	107.75	
昭 和 シ ェ ル		93.58		97.50	
モ ー ビ ル		92.60		104.00	106.10
エ ッ ソ		93.50			115.00
三 井		93.50			
そ の 他		94.27	95.88	99.86	103.66
総 計		93.97	97.15	102.26	105.63
1 ／ 9	全国平均	94.02	調査なし	101.34	102.70
	近畿平均	93.11		99.92	103.05

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタンド
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成30年11月		107.95	110.64	114.75	116.74
平成30年12月		101.39	106.51	110.87	113.67
平成31年 1 月		94.15	99.71	103.88	108.84
平成31年 2 月		92.61	96.34	100.39	103.97
平成31年 3 月		95.19	98.26	102.12	107.05
平成31年 4 月		97.49	100.33	104.87	109.51
令和元年 5 月		100.59	103.45	107.54	110.80
令和元年 6 月		101.04	104.84	108.27	111.15
令和元年 7 月		95.16	100.26	104.20	107.27
令和元年 8 月		95.33	99.15	102.80	107.58
令和元年 9 月		93.22	97.59	101.64	106.87
令和元年10月		93.69	98.08	101.20	102.87
令和元年11月		93.97	97.15	102.26	105.63
年 間 平 均		97.06	100.95	104.98	108.61

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
元.10.24	東部	一般	(株)丸和	阪本和也	〒661-0031 尼崎市武庫之荘本町2-22-12 TEL 06-6435-3006 FAX 06-6435-3012
11.8	東神戸	一般利用	鬼塚商店	鬼塚香	〒657-0842 神戸市灘区船寺通4-1-11 TEL 078-201-3038 FAX 078-201-3038
11.11	西播	一般利用	(株)ドリーム	米田信也	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄1170-1 2F TEL 079-336-3345 FAX 079-336-3156
11.15	東神戸	一般利用	(株)ロジスト神戸	打保陽	〒658-0023 神戸市東灘区深江浜町1-1 TEL 078-200-5710 FAX 078-200-5711

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
元.10.28	東部	一般	(株)山本運送	山本哲也
10.28	西播	一般	(株)姫路急配	山村一春
10.28	淡路	一般	(有)山長倉庫運輸	久留米正紀
11.13	神戸中央	一般	(有)神東荷造運輸	西田良一



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導項目（今月のテーマ「運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか」）

担当：適正化事業指導員 洲戸一季

●運転者台帳とは

事業者は、運転者ごとに①作成番号及び作成年月日②事業者の氏名又は名称③運転者の氏名・生年月日・住所④雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日⑤道路交通法に規定する運転免許に関する事項（免許証番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類、条件付けされている場合は、その条件）⑥事故を引き起こした場合又は道路交通法違反通知を受けた場合はその概要⑦運転者の健康状態⑧特別な指導の実施及び適性診断受診の状況を記載し、⑨運転者台帳作成6ヶ月以内撮影した写真を貼付した一定様式の運転者台帳を作成し、これを運転者の所属する営業所に備え付けておくこと（輸送安全規則第9条の5・輸送安全規則20条第1項13号）と定められています。

●巡回指導で「運転者台帳」確認時、よく目にする指摘箇所 ※上記必要項目（①～⑨）から抜粋

①作成番号及び作成年月日

作成した順番で綴じていることから、記入漏れが多いのが作成番号及び作成年月日。この項目は運転者台帳に記載する義務がある。項目がない、記入漏れがある場合は巡回時に指導することになります。

④雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日

雇入れ年月日と選任年月日は全く異なります。雇入れ年月日は事業者で雇用された年月日。選任年月日は雇入れから、雇入れ時の健康診断・運転記録証明・適性診断受診・特別教育・社内の独自教育をした後、運転者として選任するので、選任年月日が雇入れ年月日の後になるは必ずです。ご注意ください。

⑥事故を引き起こした場合又は道路交通法違反通知を受けた場合はその概要

ここでのいう事故とは道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（人の死傷若しくは物の損壊等）、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいいます。事故の記録を作成するともに事故発生日時、事故発生場所及び事故の概要を記載する必要があります。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、または、事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができます。

道路交通法（第108条の34）違反による通知とは、運転者が道路交通法関係法令に違反した場合、その違反が業務に関する違反と認められるとき、公安委員会が、その違反の内容を使用者に通知することをいいます。

⑦運転者の健康状態

運転者の健康状態は、労働安全衛生規則第51条の規定に基づいて作成された健康診断個人票、または同規則第51条の4に基づく健康診断結果の通知の写しを添付します。再検査があった場合など診断特記事項を記載し、点呼時に確認が必要な項目（睡眠作用のある薬の服用の有無など）があれば記載する。

●運転者台帳・労働者台帳の管理方法（例）

労働者名簿があれば運転者台帳の代わりになると考えられる方が稀にいますが、運転者台帳は貨物自動車輸送安全規則9条の5、労働者名簿は労働基準法107条で定められています。また、記載項目も異なるため、片方だけ用意していると項目が不足してしまいます。運転者台帳・労働者名簿を兼用すること自体は、両方の必要項目が記載され、管理ができれば問題はない。

また、転任や退職者がでた場合の運転者台帳の管理について、運転者でなくなった日を記載し、3年間保存する。保存する際は、分けて保管すると管理しやすいでしょう。

自己チェック項目 「貨物自動車運送事業者・自己チェックシート」（兵庫県貨物自動車適正化実施機関）

調査事項	法・規則・条項	関係帳票類等	チェックポイント	(判定)
3. 運転者台帳が適正に記入され、保存されているか。	事業法 17条3項 安全規則 9条の5	運転者台帳	<p>(1) 運転者台帳に次の事項が記載され、営業所に備え付けられているか？</p> <p>① 作成番号及び作成年月日</p> <p>② 事業者の氏名又は名称</p> <p>③ 運転者の氏名、生年月日、住所</p> <p>④ 雇い入れ年月日及び運転者に選任された年月日</p> <p>新規採用者は、自動車安全センターが交付する「運転記録証明書」や「無事故無違反証明書」により、過去3年間の事故歴を把握していること。</p> <p>⑤ 運転免許に関する事項 免許証番号及び有効期限、運転免許の種類など</p> <p>⑥ 事故を引き起こした場合又は道路交差違反通知を受けた場合はその概要</p> <p>⑦ 運転者の健康状態</p> <p>⑧ 特別な指導の実施及び適性診断受診の状況 (事故惹起者、初任運転者、高齢運転者)</p> <p>⑨ 運転者台帳の作成前6ヶ月以内に撮影した写真</p>	<p>※ 転任、退職などにより運転者でなくなった場合には、運転者でなくなった日を記載し、3年間保存する</p> <p>事故惹起運転者 (死亡事故又は重傷事故を引き起こした者) 高齢運転者 (65歳以上の者)</p>

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
11・1	引越管理者講習 物流セミナー	兵ト協 ANAクラウン プラザホテル神戸	11・28	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部
2	兵庫県警察白バイ安全運転競技大会	運転免許 試験場	30	西播磨貨物運送事業協同組合研修会 － 12月の予定－	ホテル日 航 姫路
5	適正化指導員全国研修(～6日) 横断歩行者守り隊 出発式	中部トラック総 合研修センター 県警本部	12・3	交通事故防止大会	兵ト協
6	整備管理者選任後研修	姫路市勤労 市民会館	4	全ト協 引越部会	全ト協
7	就職ガイダンス	ハローワー クローワー	5	全ト協 理事会	第一ホテ ル 東京
8	暴力団追放兵庫県民大会 兵ト協 引越部会「委員会・全体会議合同会議」 兵ト協 海コン部会 ターミナル申し入れ	神戸文化 センター 兵ト協	6	整備管理者選任後研修	兵ト協
11	輸送秩序改善連絡会(三木会) 兵ト協 輸送秩序確立小委員会	兵ト協 兵ト協	7	兵ト協 海コン部会 情報交換及び親睦会	
12	兵ト協 タンクトラック部会「研修旅行」 自動車関係団体連絡会 原価計算活用セミナー	稲むら の館 自動車会館 兵ト協	9	兵ト協 引越部会 正副会長会議	兵ト協
13	兵ト協 理事会	兵ト協	10	人権啓発研修 神戸市災害時物資円滑供給検討会	兵ト協 自動車整 備会館
14	はい作業主任者技能講習(～15日) 近ト協 幹事会 近畿地区物流政策懇談会・幹事会 近畿スマートエコ・ロジ協議会 幹事会	兵ト協 大ト協 大ト協 大ト協	12	兵ト協 正副会長会議 兵ト協 常任理事・支部長連絡会議 正副会長と青年部協議会・女性経営者部会との意見交換会	兵ト協 兵ト協 兵ト協
15	兵ト協 神戸中央支部研修会 兵ト協 路線部会 情報交換会	神仙閣 とけいや	17	近畿地区物流政策懇談会	兵ト協
16	HOT21 定例会	城崎	19	適正化指導員研修会 本部支部事務局長会議	兵ト協
18	全ト協 重量部会 全国実務担当者研修会 兵ト協 海コン部会 ターミナル申し入れ	全ト協	20	全ト協 物流政策委員会 － 1月の予定－	全ト協
20	兵ト協 ダンプ部会 要請活動(西播地区)	姫路市	8	兵ト協 正副会長会議	兵ト協
21	兵ト協 ダンプ部会情報交換会 兵ト協 海コン部会 定例役員会	兵ト協 兵ト協	9	兵庫県自動車関係団体新春名刺交換会 兵ト協 新年祈願祭 整備管理者選任後研修	神戸市勤 労会 生田神社 兵ト協
22	整備管理者選任後研修 兵ト協 重量・鉄鋼部会 研修会 兵ト協 兵庫支部・西神戸支部合同研修会	和山ジュ ビターホ ール ホテル北 野プラザ 六甲荘 神仙閣	11	全ト協 全国専務理事業務連絡会(～10日)	ホテルオ ーク 神 戸
25	安全性優良事業所 兵庫陸運部長表彰 兵ト協 正副会長と部会代表者との意見交換会	兵庫陸運部 兵ト協	16	兵ト協 明石支部新年会 兵ト協 東部支部新年会 兵ト協 西播支部新年会	西明石ホ テルキ ャッス ルプラ ザ ホテル ヴェ エ ホス キオ ニ 崎 ホテル 日 航 姫 路
26	環境と物流を考えるフォーラム	兵ト協	17	ひょうご安全の日のつどい 阪神・淡路大震災 25年追悼式典 整備管理者選任後研修	兵庫県公 館 兵庫県公 館 姫路市勤 労市民 会館 都ホ ル 尼 崎
27	安全性優良事業所 近畿運輸局長表彰 鳥インフルエンザの発生に備えた防災訓練	運輸局 先端科学技 術セン ター	20	尼運協新年会	ホテル オ ーク 神 戸
28	全ト協「緊急物資輸送担当者研修会」(～29日) 兵ト協 ダンプ部会 要請活動(神戸市内) 兵庫県過積載防止対策連絡会議	全ト協 兵庫国 道所 兵庫陸運部	21	兵ト協 取扱・食品部会「新春荷主懇談会・研修会」 全ト協 新年賀詞交歓会	パレ ス ホ 京 神 戸 三 宮 東 急 REI ホ テ ル
			22	兵ト協 東神戸支部新年会	東京田村
			23	兵ト協 東播支部新年会	やわら ぎ (三田 市)
			25	兵ト協 丹有支部新年会 兵ト協 兵庫・西神戸支部合同新年会 兵ト協 淡路支部新年会	第一 楼 海月館
			31	トラック・荷台等での荷崩れ等による災害防止対策研修会	兵ト協